

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

一 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株券の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利</p> <p>三 法人その他の団体が他の法人その他の団体と共同して専らコン</p>	<p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株券の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利</p> <p>(新設)</p>

テンツ事業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第三項に規定するコンテンツ事業をいい、これに附帯する事業を含む。）を行うことを約する契約に基づく権利であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの。

イ 出資者（当該権利を有する者をいう。以下この号において同じ。）の全てが、当該権利に係る出資対象事業の全部又は一部に従事すること（出資者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。ロにおいて同じ。）又は子会社等（同項に規定する子会社等をいう。ロにおいて同じ。）が当該出資対象事業の全部又は一部に従事することを含む。）。

ロ 出資者の全てが、当該権利に係る出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利のほか、次に掲げる権利のいずれかを有すること（出資者の親会社等又は子会社等が次に掲げる権利のいずれかを有することを含む。）。

- (1) 当該出資対象事業に従事した対価の支払を受ける権利
- (2) 当該出資対象事業に係るコンテンツの利用（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる行為をいう。）に際し、当該出資者（その親会社等又は子会社等を含む。（2）において同じ。）の名称の表示をし又は当該出資者の事業につき広告若しくは宣伝をすることができる権利

2

ハ 当該権利について、他の出資者に譲渡する場合及び他の出資者の全ての同意を得て出資者以外の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止されること。

2

(略)

二 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）</p> <p>第四十条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者をいう。以下この号において同じ。）が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）</p> <p>第四十条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

4 法第百六十五条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。))をいう。以下この号において同じ。)であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)

七～十三 (略)

5・6 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買

4 法第百六十五条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 特定組合等(当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者をいう。以下この号において同じ。)であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)

七～十三 (略)

5・6 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買

等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

八 上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者(法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。))をいう。以下この号において同じ。

( )が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)

九〇十二 (略)

二〇四 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

八 上場会社等の取引関係者(当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者をいう。以下この号において同じ。)( )が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)

九〇十二 (略)

二〇四 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

八 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の取引関係者(当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者(法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。))をいう。以下この号において同じ。)が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つて行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)

九〇十二 (略)

二〇四 (略)

一〇七 (略)

八 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の取引関係者(当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者をいう。以下この号において同じ。)が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つて行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。)

九〇十二 (略)

二〇四 (略)

附 則

この府令は、公布の日から施行する。